市民税所得割額の見方

①特別徴収（事業所等に勤務し、給与から市県民税が天引きされている場合）

【給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）】

親展

給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

指定番号　：

事業所名　：

受給者番号：

氏　　名　：

住　　所　：

（　　／　　）

問い合わせ先
〒960-0692
福島県伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市役所　税務課　市民税係
電話番号：０２４－５７５－１１３８（直通）

➡ ここからゆっくりはがしてください

所得	給与収入				主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時		
	給与所得														
	その他の所得計				総所得金額①										

所得控除	雑損				障・寡・勤				
	医療費				配偶者				
	社会保険料				配偶者特別				
	小規模企業共済				扶養				
	生命保険料				基礎				
	地震保険料				所得控除合計②				

控配	老配	扶養親族該当区分							本人該当区分					繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	ひとり親	寡婦	勤労学生	

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当			
	先物取引			

税額の計算方法等については、裏面をご覧ください。

（摘要）

税額	市民税	税額控除前所得割額④				特別徴収税額⑧			
		税額控除額⑤				控除不足額⑨			
		所得割額⑥				既充当額⑩			
		均等割額⑦				既納付額⑪			
	県民税	税額控除前所得割額④				差引納付額③-⑪-⑨⑩			
		税額控除額⑤				変更前税額⑫			
		所得割額⑥				増減額⑧－⑫			
		均等割額⑦				変更月			月

税額控除額⑤の内訳

	区分	市民税			県民税		
税額控除等							

納付額	6月分				10月分			2月分	
	7月分				11月分			3月分	
	8月分				12月分			4月分	
	9月分				1月分			5月分	

あなたの特別徴収税額を上記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の６の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、伊達市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

福島県伊達市長之印

（摘要）に※住宅借入金等控除・配当国所・外国税額控除・寄付控除がある場合は、「所得割額⑥」に加えた額で判定します。

②普通徴収

【市民税・県民税　納入通知書】

年度 市民税・県民税 納税通知書

下記のとおり税額を決定しましたので通知します。

年　月　日

福島県伊達市長之印

通知書番号		ＳＥＱ	
世帯番号		行政区	

単位：円

年税額	
給与特別徴収税額	
年金特別徴収税額	
普通徴収税額	
この納税通知書で納める金額	

普通徴収で徴収する額については下記の各期別ごとの納付税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

期別	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期	随期
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
普通徴収税額 (円)						
充当額 (円)						
納付済額 (円)						
納付税額 (円)						

福島県伊達市

年度分の市民税・県民税 課税の基礎 その２

様

課税標準額		

	区分	市民税分（円）	県民税分（円）
算出税額			
税額控除等			
	所得割額		
	均等割額		

年税額（円）	
給与特別徴収税額（円）	
年金特別徴収税額（円）	
普通徴収税額（円）	
控除不足額（円）	

（税額控除等）に※住宅借入金等控除・配当国所・外国税額控除・寄付控除がある場合は、「所得割額」に加えた額で判定します。